

## 【報告2】

### 韓国における文化的多様性と社会福祉政策の課題

曹興植 (Heung-Seek CHO, Prof. Seoul National University)

#### 1. 序論

情報通信や交通など、科学技術の急速な発達に伴い、商品と資本の移動だけでなく、多様な人間らの自由な移動が全地球的な次元で拡大されている。21世紀のメガトレンドの一つは、国家間での人材移動の活性化による新遊牧民 (neo-nomads) の台頭である。

勿論、単一民族国家においても家族レベル、地域レベル、世代レベル、階層レベル、そして個人レベルにおいて文化的な多様性は、いくらかでも発生される。しかし、文化的な多様性を論じる時、何よりも、言語が異なり、人種が異なる要素を持ち、スターとすることが一般的である。これらのことから今日、国際的な人材移動は、多文化社会を形成させつつあり、本稿でもこのような多文化社会に対する認識を基に、文化的な多様性について考察することを試みる。

韓国は、1960～70年代にドイツやベトナム、中東地域に多くの労働力を輸出させていたが、1980年代後半からは、移入国に変わっている。韓国に滞留している外国人の数は、毎年、増加している。外国人増加の原因には、国内滞留外国人の増加や、低出産高齢化社会による外国労働人材の輸入増加、国際結婚の増加による結婚移住者の増加、外国国籍同胞に対する訪問就業制の導入、中国との自由往来推進による中国人観光客及び中国同胞 (朝鮮族) の入国増加などがあげられる。

しかし、韓国は、移民国家ではない。他国家と同様に、韓国は、グローバル人的移動と情報社会に転換する過程の中で、国内に輸入される外国人材の規模が持続的に増大していき、人種と文化的な多様性を特徴としている点において現在、多文化社会に進入していると言える。このような現象は、結局、文化的な多様性を包括する社会福祉政策への移行を要求する。しかしながら、韓国では、全ての外国人に対し、内国人と同等な待遇をするための社会福祉サービスが足りず、彼らのためのセーフティネットも十分に構築されていない状況である。このような実態は、社会的な脆弱階層を量産して、家族解体を加速化させ、社会統合を阻害している。

本研究の目的は、新たに出現している文化的な多様性と、これに対する国家政策の特性を整理し、文化的な多様性を反映する社会福祉政策の課題を導き出すことによって韓国に居住する移住民の円満な家族生活と社会生活を送ることが出来るようにすることである。

#### 2. 韓国内における外国人滞留の現況と特性

韓国内における国籍別滞留外国人の現況をみると、2010年12月31日現在、韓国には、総1,261,415名の外国人が滞留しており、そのうち合法滞留者が1,092,900名、不法滞留者が168,515名となっており、不法滞留率が13.4%となっている。国家別にみると、中国 (韓国系を含む) が608,881名と最も多く、次に、アメリカ、ベトナム、日本、フィリピンなどの順となっている。韓国では、既に2007年度に「滞留外国人100万時代」となり、今は、150万人時代に走っているのである。

最近、韓国で進行されている韓国内外国人滞留の特性を具体的にみると、以下ようになる。

それは、第一に、過去労働人口の大量移住を通じた移民形態とは異なり、世界化による国際的な人材移動が活発になり、長期滞留する形態の移民が増加していることである。

第二に、滞留外国人の増加に伴い、滞留外国人の形態が多様になってきている点である。限時的な滞留に基づく低熟練外国労働力の輸入から、専門技術人材が必要とされる分野に至るまで、移民の規模と形態面において多様になっている。

第三に、韓国社会の低出産・高齢化に伴い、人口統計学的状況をみると、外国からの労働力の輸入は、継続されることが展望され、急増する移住の増加と、これによって発生することができる様々な社会問題に対して、より積極的に対応していくための体系的な移民政策と、それを効率的に管理することが出来るメカニズムを創出すべきであるとの要求が増大されている。

第四に、急増する移民の増加と、これによって発生する社会的な異質性と文化的な葛藤問題に積極的に対応するために、移民者の韓国社会への積極的な統合政策の必要性が定期されている。

### 3. 韓国の文化的多様性に対する国家政策の特性

第一に、現在、韓国政府が主導している多文化主義政策は、宣言的な水準に留まっているか、支援対象を選定するのに限界を持つ。このような支援対象の排除と包摂の過程で、誰よりも社会的な支援が切実である無国籍・未登録の児童、暴力被害・人身売買被害を受けた移住女性、韓国人の子どもを養育しなければならない未登録移住者、労働移住女性などが排除されている。

第二に、多文化の主体を結婚移民者の家庭に限っており、特に、韓国人男性と女性結婚移民者で構成された家庭を国家政策の中心範疇に置いてあることである。

第三に、UNの「移住労働者権利協約」に加入していない韓国の現行システムでは、「不法滞留」移住労働者が、勤労条件の維持改善などを目的とする労働3権の主体になるのに限界がある。

第四に、韓国結婚移民者の家族は、家族単位で同一文化や言語、そして情緒などを持つアメリカやヨーロッパとは違って、家庭内でお互いに葛藤を繰り返し表出していることである。

第五に、多くの外国人女性は、韓国人男性と結婚するために、結婚仲介人を通っていることである。

### 4. 韓国の文化的多様性に対する社会福祉政策の課題

- 1) 多文化家族の意思疎通と所得保障及び家族ケアサービスの緩和支援体系の構築
- 2) 多文化家族の人権侵害、勤労問題、医療問題、生活問題などへの支援ための相談センターの拡大運営
- 3) 結婚移民者の暴力予防強化
- 4) 解体多文化家族の経済的な自立及び住居支援
- 5) 多文化関連政策ガバナンス構築のための法体系の整備
- 6) 多文化社会の受容性強化